

品川区立上大崎特別養護老人ホーム

ユニット型指定介護老人福祉施設利用重要事項説明書

< 令和7年4月1日現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5447-5363（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 生活相談員 木ノ下 孝之進 *ご不明な点は、おたずね下さい。

2. 品川区立上大崎特別養護老人ホーム 概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	品川区立上大崎特別養護老人ホーム
指定管理者	社会福祉法人 愛生福祉会
所在地	東京都品川区上大崎三丁目10番7号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 1370904771（平成29年6月1日）

(2) 同施設の居室等の概要

定員 102名 + 短期入所（ショートステイ）39名 ※1ユニット9～11名以下（14ユニット）

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備考
一人部屋	13室	ユニット型個室	個室（10.76㎡）
一人部屋	100室	ユニット型個室	個室（10.93㎡）
一人部屋	28室	ユニット型個室	個室（11.16㎡）
合計	141室		
医務室	1室		
ファミリールーム	1室		
共同生活室	14室		
機能訓練室	3室	ユニット間交流サロン兼カンファレンス室	
多目的室	5室		
浴室	18室	個別浴室：14、機械浴室：4	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を順守しています。

【特別養護老人ホーム 102名】

職種	常勤換算	指定基準
1 施設長（管理者）	1.0名	1名以上
2 医師	0.1名以上	必要数
3 生活相談員	1.1名以上	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
4 介護支援専門員	2.0名以上	2名以上
5 介護職員 看護職員	31.0名以上 3.0名以上	常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
6 管理栄養士	1.0名以上	1名以上
7 機能訓練指導員	1.0名以上	1名以上
8 事務員	必要数	基準外
9 調理員	必要数	基準外

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤換算の所定勤務時間数で除した時間です。

3. サービス内容

居室

すべて個室になります。

食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により食事を提供します。

（概ねの食事時間）

朝食 7:00 ～ 9:00 （共同生活室）

昼食 11:30 ～ 13:30 （共同生活室）

夕食 17:30 ～ 19:30 （共同生活室）

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿っての介護を行います。

着替え、排泄、食事の介助、オムツ交換、体位変換、シーツ交換、居室の清掃、施設内の移動の付き添い・・・等

機能訓練

機能訓練室にて専門職員が機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。

健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、嘱託医師による月2回の回診（13時～14時）にて診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、必要に応じて随時の診察も行います。

理美容サービス

当施設では、月に1回以上理美容サービスを実施しております。ただし、外部業者に委託しておりますので料金は別途かかります。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際には職員にお申し出下さい。ただし、手続きにかかる経費はその都度お支払い頂きます。また、委任状等が必要な場合がございますのでご了承ください。

日常費用支払い・購入代行 ※預り金管理サービスを利用する必要があります

介護以外の日常生活にかかる諸経費用に関する支払い代金を申し込むことができます。

（衣類、おやつ、日用品の購入等）

所持品の保管

- ・被保険者証、受給証、診察券、障がい者手帳は事務所内の鍵付きキャビネットで保管します。
- ・居室スペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

行事

当施設では、入居者、地域の方も含め行事を行うことがあります。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しい行事予定については職員にお問い合わせ下さい。

預り金管理サービス（有料）

金銭の管理が困難な場合は預り金管理サービスをご利用頂けます。

詳細は以下の通りです。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ・管理する金銭等の形態 | : 現金 |
| ・お預かりするもの | : 現金（上限 3 万円） |
| ・保管場所 | : 鍵付キャビネット |
| ・保管管理者 | : 施設長 中村 徳善 |
| ・出納方法 | : 別途定める「預り金管理要領」の通り。（台帳を毎月送付します） |
| ・管理費 | : 1 日当たり 50 円 |

4. 料金

別添の料金表の通り

5. 入退居の手続き

(1) 入居手続き

まずはお電話、施設内窓口でお問い合わせ下さい。

入居決定後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退居手続き

① 入居者の都合で退居される場合

退居を希望する日の 2 週間前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 入居者が他の介護保険施設に入居した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が「非該当」（自立）または要支援と認定された場合、特例入所要件に該当していない「要介護 1・2」の方。
※この場合、認定日から 30 日の経過をもって退居して頂くことになります。
- ・ 入居者がお亡くなりになった場合。

③ その他

- ・ 入居者がサービス利用料金の支払いを 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または入居者や家族などが当施設との本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は退居していただく場合がございます。この場合、契約終了の 30 日前までに文書で通知いたします。
- ・ 入居者が病院または診療所に入院し、3 ヶ月経過した場合契約を終了させていただきます。ただし、3 ヶ月以内に退院し、再入居を希望される場合はお申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅復帰を念頭において、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助、介護サービスを行う。
3. 当事業所は、レクリエーション、四季を通じた様々な行事を行い、入居生活の質を高める。
4. 事業の実施にあたり、入居者がその他の保健医療、福祉サービス提供者と継続的、かつ統一的に介護サービスの提供ができるように、その他の保健医療サービス提供者との連携に努める。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

・ 面会	面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。 面会時間： 午前 8 時 30 分から午後 9 時 00 分 ※上記時間帯以外での面会を希望する場合は生活相談員へ相談して下さい。 外泊、外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に伝えていただき、所定の書類にご記入ください。
・ 喫煙、飲酒	敷地内及び館内全面禁煙です。飲酒は職員へ相談して下さい。
・ 設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
・ 金銭、貴重品の管理	お預かりしたものの以外の責任は負いかねます。
・ 所持品の持ち込み	各居室に収まる程度とします。
・ 協力医療機関以外の受診	原則としてご家族の方にてお願いいたします。
・ 宗教・政治活動	施設内で他のご入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
・ ペット	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
・ 電気器具の持ち込み	原則としてご遠慮下さい (施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。但し、その場合においても使用料は実費負担となります。又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。)
・ 危険物の持ち込み	ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。
・ 入院中のベッド利用	入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとします。ただし、入院中の入居者又はその家族に使用の同意を得るものとします。

7. 緊急時の対応方法

ご入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	
住所	
フリガナ	
氏名	
続柄	
自宅電話番号	
携帯電話番号	
上記以外連絡先	
電話番号	

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、区市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 損害賠償

- 1 施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
ただし、入所者に故意又は過失が認められ、かつ入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 入所者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - (2) 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - (3) 入所者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める「品川区立上大崎特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
- ・防災訓練 別途定める「品川区立上大崎特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。
- ・防火責任者 施設長 中村 徳善

11. 個人情報の取扱いについて

別紙『個人情報の利用目的の通知および第三者に対する提供に関する同意書』のとおり

12. 身体拘束の禁止

施設及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。尚、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

緊急やむを得なく身体拘束を実施する場合、以下の3つの項目全て該当及び満たす必要があります。

- ・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

13. サービス内容に関する相談・苦情

- ・ご入居者やご家族などから意見を頂いた職員（受付者）は、苦情受付及び内容経過報告書に必要事項を記入し、各部署の所属長（苦情受付担当者）及び施設長（苦情解決責任者）に報告します。所属長は、意見提供者に対応を協議した結果を報告し、確認をします。その後も引き続き経過を観察し、意見提供者に情報をお伝えしていきます。

① 当施設入居者相談・苦情担当

担当 生活相談員 木ノ下 孝之進 電話 03-5447-5363

② その他

苦情処理相談窓口 品川区高齢者福祉課支援調整係

電話 03-5742-6728

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話 03-6238-0177

東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-3268-1148

第三者委員会 社会福祉法人愛生福祉会 法人事務局

担当 岡寄 律子 佐藤 望

法人事務局 電話 0120-03-1165（代表）

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
直近実施完了年月日	2022年12月12日
実施評価機関名	公益社団法人 長寿社会文化協会
評価結果	公益財団法人東京都福祉保健財団のWebサイト福ナビ 東京都福祉サービス第三者評価にて公表されています。 ※書面の物を施設で閲覧もできます

13. 嘱託医

医療機関の名称	上大崎クリニック
医師名	高瀬 雅美
所在地	東京都品川区上大崎3丁目10番7号
電話番号	03-3440-6311
診療科目	内科

14. 協力医療機関

医療機関の名称	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院
所在地	東京都目黒区中目黒2丁目3番地8号
電話番号	03-3712-3151
診療科目	内科（循環、呼吸、心療、等）・外科（整形、泌尿、消化、等）
入院設備	一般病棟 331 床 療養病床 39 床
救急指定の有無	二次救急医療機関（昭和 62 年 12 月）

医療機関の名称	医療法人社団おきの会 旗の台病院
所在地	東京都品川区旗の台5丁目17番16号
電話番号	03-3781-1108
診療科目	内科（循環、呼吸、消化、等）・外科（整形、脳神経、消化、等）
入院設備	一般病棟 42 床
救急指定の有無	二次救急医療機関（昭和 52 年 5 月）

15. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	品川区歯科医師会
医師名	
所在地	
電話番号	

16. 施設経営法人（指定管理者）の概要

法人名	社会福祉法人 愛生福祉会																																								
法人所在地	愛知県名古屋市中区鳩岡町一丁目7番地20																																								
代表者職・氏名	理事長 増井 香織																																								
定款の目的に定めた事業	<table> <tr><td>1. 介護老人福祉施設事業</td><td>7 箇所</td></tr> <tr><td>2. 地域密着型介護老人福祉施設</td><td>2 箇所</td></tr> <tr><td>3. 軽費老人ホーム</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>4. 軽費老人ホームケアハウス</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>5. 短期入所生活介護事業</td><td>9 箇所</td></tr> <tr><td>6. 高齢者自立支援短期宿泊事業</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>7. 通所介護事業</td><td>9 箇所</td></tr> <tr><td>8. 認知症対応型老人共同生活援助事業</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>9. 訪問介護事業所</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>10. 訪問入浴介護事業</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>11. 居宅介護支援事業</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>12. 配食サービス事業所</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>13. 生活援助員派遣事業</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>14. 事業所内託児所</td><td>3 箇所</td></tr> <tr><td>15. 養護老人ホーム</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>16. サービス付き高齢者向け住宅</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>17. 介護員養成研修事業</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>18. 調剤薬局</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>19. 診療所</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>20. 訪問看護</td><td>1 箇所</td></tr> </table>	1. 介護老人福祉施設事業	7 箇所	2. 地域密着型介護老人福祉施設	2 箇所	3. 軽費老人ホーム	1 箇所	4. 軽費老人ホームケアハウス	1 箇所	5. 短期入所生活介護事業	9 箇所	6. 高齢者自立支援短期宿泊事業	1 箇所	7. 通所介護事業	9 箇所	8. 認知症対応型老人共同生活援助事業	3 箇所	9. 訪問介護事業所	3 箇所	10. 訪問入浴介護事業	1 箇所	11. 居宅介護支援事業	3 箇所	12. 配食サービス事業所	1 箇所	13. 生活援助員派遣事業	1 箇所	14. 事業所内託児所	3 箇所	15. 養護老人ホーム	1 箇所	16. サービス付き高齢者向け住宅	1 箇所	17. 介護員養成研修事業	1 箇所	18. 調剤薬局	1 箇所	19. 診療所	1 箇所	20. 訪問看護	1 箇所
1. 介護老人福祉施設事業	7 箇所																																								
2. 地域密着型介護老人福祉施設	2 箇所																																								
3. 軽費老人ホーム	1 箇所																																								
4. 軽費老人ホームケアハウス	1 箇所																																								
5. 短期入所生活介護事業	9 箇所																																								
6. 高齢者自立支援短期宿泊事業	1 箇所																																								
7. 通所介護事業	9 箇所																																								
8. 認知症対応型老人共同生活援助事業	3 箇所																																								
9. 訪問介護事業所	3 箇所																																								
10. 訪問入浴介護事業	1 箇所																																								
11. 居宅介護支援事業	3 箇所																																								
12. 配食サービス事業所	1 箇所																																								
13. 生活援助員派遣事業	1 箇所																																								
14. 事業所内託児所	3 箇所																																								
15. 養護老人ホーム	1 箇所																																								
16. サービス付き高齢者向け住宅	1 箇所																																								
17. 介護員養成研修事業	1 箇所																																								
18. 調剤薬局	1 箇所																																								
19. 診療所	1 箇所																																								
20. 訪問看護	1 箇所																																								

以上、
介護老人福祉施設入居にあたり、契約書および本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。
その内容を証するため、本書 3通を作成し、入居者、入居者保証人、事業者が署名押印の上、各1通
ずつ保有するものとします。

事業者

所在地 東京都品川区上大崎三丁目10番7号
名 称 品川区立上大崎特別養護老人ホーム
(指定管理者／社会福祉法人 愛生福祉会)
管理者 施設長 中村 徳善 印

説明者 品川区立上大崎特別養護老人ホーム

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明及び
交付を受け、了承しました。

令和 年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印
入居者保証人

住所 _____

氏名 _____ 続柄 () 印